

【諮問（個人）第140号】

25川情個第5号
平成25年6月21日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 青 柳 幸 一

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年6月23日付け22川教指第1303号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する拒否処分のうち、請求内容⑤-2に対する処分については「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の平成21年度No.933及びNo.953に対応する文書を対象保有個人情報と特定し、開示すべきであるが、請求内容⑧、⑨、⑩に対する実施機関の判断は妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成22年1月12日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次の請求内容①から⑫について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

請求内容① 平成20年12月12日に〇〇〇小学校（以下「小学校」という。）で校長、教務主任、担任教諭及び教諭と異議申立人との間で話し合いを実施した際に、教諭が記録係として同席していたので、その記録

請求内容② 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.874において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（＝メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容③ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.877において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（＝メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容④ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.1013において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（＝メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容⑤ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」において、平成20年度No.264以下No.1013及び平成21年度No.45からNo.953までの全59項目について、当書面は一覧表であることから、各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等があると思われるため、その書面全て

請求内容⑥ 請求内容⑤以降から開示決定日時点までの〇〇家と教育委員会とのやり取りの記録全て

請求内容⑦ 平成21年12月28日付け交付された書面（21川教指第2113号）の作成に際して、「いつ」、「誰に対して」、「どのような方法」で調査を行ったのかなど当該書面作成に関する記録全て

請求内容⑧ 川崎市教育長が平成21年1月22日付け内容証明による「要望書」を

読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録全て

請求内容⑨ 川崎市教育長が平成21年3月2日付け内容証明による「要望書」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録全て

請求内容⑩ 小学校において、平成20年度に本件児童が「欠席」した日を「出席」扱いにしている日が数日あるが、その「日付」及び「理由」、「方法」、校長が担任教諭に対して指示を出している場合には、その「指示内容や方法など全て」

請求内容⑪ 先に開示された「平成20年9月26日に小学校において校長、教頭、担任教諭、教務主任と本件児童の父母が出席した話し合いを実施した際に、教務主任が記録係として同席していた際に作成していた記録」の原本

請求内容⑫ 川崎市教育委員会、〇〇区・教育担当（以下「区・教育担当」という。）、川崎市総務局との間でやり取りされた文書（電磁記録・録音などを含む全て）の移動の記録全て

- (2) 実施機関は、平成22年2月12日付けで、本件請求の請求内容①については「〇〇さんとの話し合い」を、請求内容⑤に該当する保有個人情報のうち異議申立人側が作成した文書（請求内容⑤-1）については6項目に対応するそれぞれの文書を、請求内容⑥については「平成20年度〇〇区対応一覧」及び「平成21年度〇〇区対応一覧」と題する電磁的記録に記載された情報を、請求内容⑦については4件の「小学校・〇〇（さん）聴き取り記録」を、請求内容⑫については市民意見反映システム、市長への手紙処理票、教育委員会事務局指導課から総務局市民情報室へのメール及びサンキューコールかわさきからのFAXを対象保有個人情報と特定し、全部承諾処分を行った。

また、実施機関は、同日付けで、本件請求の請求内容②、③、④、⑧、⑨、⑩、⑪及び請求内容⑤に該当する保有個人情報のうち異議申立人側以外のものが作成した文書（請求内容⑤-2）については、本件児童に係る対象保有個人情報は存在しないとして拒否処分を行った。

- (3) 異議申立人は、同年4月29日付けで、実施機関が行った全部承諾処分及び拒否処分のうち請求内容①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫について、存在する文書等を開示すべきであるとして一括して異議申立てを行った。

異議申立書には請求内容が区分されることなく列挙され、まとめて異議申立ての趣旨及び理由が示されているが、実施機関は請求内容①から⑫に分けて処分を行っているため、拒否処分がされた請求内容⑤-2に対する異議申立て（以下「本件異議申立て⑤-2」という。）、請求内容⑧に対する異議申立て（以下「本件異議申立て⑧」という。）、請求内容⑨に対する異議申立て（以下「本件異議申立て⑨」という。）及び請求内容⑩に対する異議申立て（以下「本件異議申立て⑩」という。）（当審査会諮問（個人）第140号事件）を本答申の対象とする。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年4月29日付け異議申立書、同年11月29日付け意見書及び平成24年10月12日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て⑤-2について

開示されている〇〇区対応一覧のどこにも、この記録が〇〇家についてのものと記載されていないため、その証明を求める。

この記録には異議申立人側が認識している事実とは一致しない箇所も多数見受けられる。例えば、電話でのやり取りをしているにも関わらずその記録がされていない、民生委員からの聴き取りの記録がない、市議員とのやり取りがあったにも関わらずその記録がないなど。当該記録の意味や信憑性に疑義が感じられる。

この記録のその他の部分については、日時や内容が詳細に整理された形で記録されており、リアルタイムで記録をしない限り、作成は不可能であると思われるので、その基になっているメモ、日誌、下書き、別の記録媒体（ファイル）などについての開示を求める。

実施機関は、拒否処分後に改めて精査したところ対応する文書が存在したというが、即刻謝罪とともに文書を開示すべきである。また、文書不存在を理由に拒否処分とした全ての件について改めて精査することを求める。

(2) 本件異議申立て⑧及び本件異議申立て⑨について

実施機関は、口頭で指示を行っているため記録がないということであるが、それでは責任の所在はどのようになっているのか、問い合わせをした際にしっかりとした対応ができるのか疑問である。そもそも、作成するか否かの判断基準の説明がないため、本当は作成しているのに開示されていないのではないかと疑念を抱くのであり、作成するか否かの判断基準を含めて、より明確に理由の説明を求めたく、異議を申し立てる。

また、実施機関は、同日付けで同一内容の市長宛て文書が送付されていたことから、市全体の代表者としての市長名のみで回答し、教育長名での回答は省略することとしたと処分理由説明書に記載しているが、市長からの返答に教育長からの返答も含むとの文言や説明も特になかった。

(3) 本件異議申立て⑩について

先に開示されたものは後日清書したものである。当日取っていたメモはノート若しくはルーズリーフであり、その書面の開示を求める。

先に開示された記録を当日その場で作成したのであれば、教務主任はかなり高い識字力を有していると思われる。

4 実施機関の主張要旨

平成22年10月21日付け処分理由説明書、平成24年6月8日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て⑤-2について

〇〇区対応一覧において、小学校の「3年生男子児童」、「4年生男子児童」に該当するのは本件児童のみであり、また、区・教育担当の職員においても、これが本件児童であることを認識していたことから、当該文書に本件児童の保有個人情報が記載されていると判断した。

〇〇区対応一覧は、区・教育担当において学校や関係者からの連絡、相談、報告等を受けた場合に、必要に応じて、その月日、学校名、相談者・報告者、内容等の概要を記録しているものである。これは、その都度パソコンのフォームに直接入力することもあれば、記憶や紙片へのメモを基に後で入力することもあるが、入力後は紙片へのメモは不要であるため、その都度廃棄している。

したがって、先に開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」及び「平成20年度〇〇区対応一覧」の各番号に対応する文書は、同担当で保管している異議申立人側からの手紙、FAX等を除き存在しないとしたものである。

しかし、異議申立てを受けて、改めて保管文書を調べたところ、平成21年度のNo.933とNo.953について対応する文書が存在することが判明した。これらについては開示することが可能である。

なお、各番号について対応する文書を精査したが、上記2件以外には存在しないことを確認した。

(2) 本件異議申立て⑧及び本件異議申立て⑨について

請求内容⑧、⑨の教育長宛て文書については、それぞれ同日付けで同一内容の市長宛て文書が送付されていたことから、市全体の代表者としての市長名のみで回答し、教育長名での回答は省略することとした。

所管課である教育委員会事務局指導課から教育長への説明、相談は口頭で行われ、また、教育長名での回答はなされなかったため、該当する文書は作成しておらず、存在しない。

(3) 本件異議申立て⑩について

先に開示した文書は、記録係の職員が当日その場で記録したものであり、後日清書したものではないので、当該開示文書以外のメモ等は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立て⑤-2について

ア 請求内容⑤は、実施機関が異議申立人に対し平成21年11月13日付けで開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」及び「平成20年度〇〇区対応一覧」(以下「本件既開示文書」という。)の全59項目について、当書面は一覧表であることから、各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等があると思われるため、その書面等全ての開示を請求するもの、すなわち、各番号記載の記録を作成するための基となる文書等の開示を請求するものである。

本件請求内容に対し実施機関は、異議申立人側以外のものが作成した文書(請求

内容⑤-2) について、本件児童に係る保有個人情報に記載された公文書は存在しないとして拒否処分を行った。その拒否処分に対して、異議申立人は、本件既開示文書には電話でのやり取りをしているにも関わらずその記録がないこと、民生委員からの聴き取りの記録がないこと、市議員とのやり取りがあったにも関わらずその記録がないことなどを挙げ、異議申立人の認識している事実とは一致しない箇所が多数見受けられ、本件既開示文書には情報が隠されているのではないか等の疑義がある、と主張している。

上記異議申立人の主張は、本件請求内容についての実施機関の処分に対するものではなく、本件既開示文書すなわち本件請求とは別に実施機関から以前に開示されていた文書に対して疑義を提起したものであり、処分に対する異議申立て理由とならない。したがって、本件請求内容についての実施機関の処分に対する異議申立てとして、当を得ないものである。

イ また、異議申立人は、本件既開示文書のどこにもこの記録が異議申立人家族についてのものであると記載されていないことから、これが異議申立人家族に関するものであることの証明を求めている。

これについては、異議申立人より同様の異議申立てが既に行われて、当審査会が平成24年5月11日付け答申（諮問（個人）第134号）において、異議申立人家族についてのものであることの特定が可能であると判断しており、本件においてもその判断に変わりはない。

ウ さらに異議申立人は、本件既開示文書記載のその他の記録につき、日時や内容がかなり詳細に整理された形で記録されていることから、これはその都度パソコンなどの記録媒体を所持し、リアルタイムで記録するといったことがない限り作成は不可能と思われるとして、本件既開示文書記載の記録の基になるメモ、日誌、下書き等の開示も求めている。

このうち、「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の平成20年度のNo.264以下No.1013までの各番号については、異議申立人より同様の異議申立てが既に行われて、当審査会が上記平成24年5月11日付け答申において、実施機関が作成した当該文書の基となる公文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断しており、本件においてもその判断に変わりはない。

エ 実施機関は、本件処分を行った後、異議申立てを受けて再度対象保有個人情報の存在を調査したところ、本件既開示文書の平成21年度のNo.933及びNo.953に対応する文書が存在していたことが判明したとしている。当審査会においてこれらの文書を検分したところ、対象保有個人情報であると認められる。

そこで、異議申立人側以外のものが作成した文書について、上記No.933及びNo.953に対応する文書以外に対象保有個人情報が存在するか否か調査するため、本件文書が発見された経緯等について実施機関に聴取したところ、下記のとおり説明を受けた。

(ア) 〇〇区対応一覧は、通常、その都度パソコンのフォームに直接入力する。仮に

メモがあったとしても、その件に関してパソコンに入力してしまえば、そのメモは不要となるので、その都度廃棄される。したがって、〇〇区対応一覧の各番号に対応するメモは存在しない。

- (イ) 〇〇区対応一覧は、区内の学校が抱える課題の概要を記録しているものである。学校が抱える課題はそれぞれの学校が対応するものであるから、通常は、区・教育担当においてその具体的な内容まで記録する必要はないため、〇〇区対応一覧の各番号に対応する記録は作成していない。
- (ウ) 本件既開示文書の上記No.9 3 3及びNo.9 5 3に対応する文書が存在しているのは、このときには異議申立人からの要望により区・教育担当が直接聴き取り調査を行ったので、同担当が記録を作成していたという例外的な事情があったためである。
- (エ) 処分時には、本件既開示文書の「内容」欄の記載を見て、そこから対応する文書が存在すると思われる番号を選び出し、保管している文書の中からその番号に該当する文書を特定したに過ぎず、保管している全ての文書の確認は行わなかった。
- (オ) 異議申立人の指摘を受けて再度調査した際には、保管している全ての文書について、本件既開示文書の各番号と照合する確認作業を行ったところ、No.9 3 3及びNo.9 5 3に対応する文書を発見した。

実施機関が本件処分時に対象保有個人情報の特定のよりどころとした本件既開示文書の「内容」欄は、No.9 3 3は「4年生男子児童、保護者、行政書士と面談を行う。」、No.9 5 3は「4年生男子児童についての対応。」というように、ごく簡略な記載しかされていないものである。これらの記載のみから対応する文書の存否を判断できるとは考えられず、まして、前述の例外的事情により記録が作成されていたことなどわかりようがない。実施機関が、本件既開示文書のごく簡略な記載のみに頼って対象保有個人情報を特定しようとしたことは不適切であった、と指摘せざるを得ない。

しかし、実施機関が異議申立てを受けて再度調査した際には、実施機関が保管している全ての本件児童に関する文書について、一つ一つ、本件既開示文書のいずれかの番号に該当するかどうかを照合したということである。そして、実際に、その照合作業の過程で、本件処分時には見落していた上記No.9 3 3及びNo.9 5 3に対応する文書が発見されている。

これらの経緯を見ると、実施機関が再度調査した際には保管文書について詳細な確認を行い、その結果、対象保有個人情報の特定がされているものと考えられる。したがって、この上さらに文書の存在を見落しているのではないか、ということに関して合理的な疑いは認められない。

- オ 本件異議申立て⑤-2について、実施機関は、新たに存在が判明した本件既開示文書の上記No.9 3 3及びNo.9 5 3に対応する文書を対象保有個人情報と特定し、開示すべきである。

(2) 本件異議申立て⑧及び本件異議申立て⑨について

請求内容⑧、⑨は、教育長が平成21年1月22日付け「要望書」及び平成21年3月2日付け「要望書」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名、対応責任者氏名及びその根拠となる記録全ての開示を求めるというものである。

本件請求内容に対し実施機関は、請求内容⑧、⑨いずれについても、「要望書」を教育長に示した上で口頭により説明、相談を行ったため、該当する文書は作成していない、と述べている。これに対し異議申立人は、記録なくして問い合わせにしっかりとした対応ができるのか疑問であり、教育長への手紙の処理方法が口頭とは考えられない、と主張している。

この点、実施機関は、口頭による説明、相談を行った理由として、異議申立人から教育長宛ての要望書と同時期に同内容の市長宛ての要望書が届き、市長宛ての要望書についても担当課である教育委員会事務局指導課に回付されてきたため、教育長に口頭で相談し、2通を代表して市全体の代表者である市長による回答をすることとした、と説明している。

異議申立人に市長による回答1通のみがなされることを説明すべきであったか否かはともかくとして、異議申立人が請求している、教育長が「要望書」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録が存在していることをうかがわせる事実はない。

なお、異議申立人は記録を作成するか否かの判断基準の説明を求めているが、これは当審査会が判断すべき事項ではない。

したがって、請求内容⑧、⑨について、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(3) 本件異議申立て⑩について

請求内容⑩は、平成20年9月26日の話し合いの記録として実施機関が開示した文書につき、そのメモ（原本）の開示を求めるものである。

本件請求内容に対し実施機関は、先に開示した手書きの文書は当日その場で教務主任が記載したものであり、その文書の基となるメモに該当する文書は存在しない、と述べている。これに対し異議申立人は、先に開示された文書は後日清書したものであると思われ、当日取っていたメモが存在するはずである、と主張している。

そこで、当審査会が開示された文書（以下「当該文書」という。）を実施機関から取り寄せ検分したところ、書き損じた箇所を取消し線で訂正したり、文字の上から重ねて書き直したりしている箇所が見受けられる。もし、何らかのメモ書きを基に清書した文書であれば、これらの点についても整序されているものと思われる。また、話し合いの場で作成された記録としては、整然と記載されているものの、それは作成者個人の能力に左右される事柄である。それゆえ、整然と記載されているからといって、それだけで当該文書が後日清書したものであるとは必ずしもいえない。

なお、異議申立人は、当日はノート又はルーズリーフに記録を取っていたと主張しているが、上記主張を客観的に裏付ける証拠はない。

したがって、開示された当該文書以外の文書が存在するとは認められず、実施機関が行った文書不存在による拒否処分は妥当である。

(4) 結論

以上により、異議申立人の各請求内容に対する実施機関の拒否処分のうち、本件異議申立て⑤-2については、本件既開示文書のNo.9 3 3及びNo.9 5 3に対応する文書を対象保有個人情報と特定して開示すべきであるが、その余の本件異議申立て⑧、本件異議申立て⑨及び本件異議申立て⑩については実施機関の判断において不合理な点はなく、異議申立人の請求には理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	植村	京子
委員	小塚	淳子
委員	三浦	大介